

○厚生労働省告示第六十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一〇百六 (略)</p> <p>百七 若年性特発性関節炎</p> <p>百八〇百七十六 (略)</p> <p>百七十七 ジュベール症候群関連疾患</p> <p>百七十八〇三百二十九 (略)</p> <p>三百三十 先天性気管狭窄症<sup>き</sup>／先天性声門下狭窄症<sup>き</sup></p> <p>三百三十一 特発性多中心性キャツスルマン病</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一〇百六 (略)</p> <p>百七 全身型若年性特発性関節炎</p> <p>百八〇百七十六 (略)</p> <p>百七十七 有馬症候群</p> <p>百七十八〇三百二十九 (略)</p> <p>三百三十 先天性気管狭窄症<sup>き</sup></p> <p>(新設)</p>